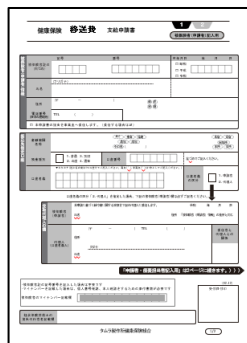


健康保険 移送費 支給申請書 記入の手引き

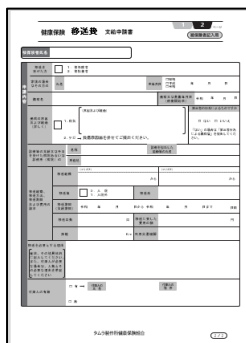
移送のための費用を自費負担した場合、健保がやむを得ないと認めた分について支給を受けることができます。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ



2/2ページ



申請書は、家族（被扶養者）の移送費支給申請であっても、被保険者ご自身でご記入ください。被保険者が亡くなられている場合は、相続人の方が申請者としてご記入ください。

添付書類をご用意ください。

- ①移送に要した費用の領収書（原本）および、その明細のわかるもの
- ②以下の事項を記載した医師または歯科医師の意見書
 - 移送を必要と認めた理由（付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由）
 - 移送経路、移送方法および移送年月日
 - 診療年月日
 - 医師または歯科医師の記名
- ③領収書等が外国語で記載されている場合は、翻訳者の住所・電話番号・氏名を明記した翻訳文

注意事項

- 通院等、一時的・緊急的とは認められない場合は、移送費の支給の対象とはなりません。
- 申請書は移送に要した費用を支払った日から2年以内にご提出ください。

次ページに記入例があります。➡

ご提出・お問合せ先



〒178-8511 東京都練馬区東大泉1-19-43
TEL 03-3978-2083 FAX 03-3978-2086

タムラ製作所健保

検索

被保険者氏名

移送を受けた方	1. 被保険者 2. 被扶養者	
家族の場合 はその方の	氏名	生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 61年 10月 24日
申請内容	傷病名 右大腿骨骨折	発病又は負傷年月日 (療養開始日) 令和 X年 5月 25日
発病の原因 および経過 (詳しく)	(原因および経過) 1. 病気 2. ケガ → 負傷原因欄を併せてご提出ください。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合は「第三者行為によるものですか」を提出してください。	
診療等の支給又は手当てを受けた病院あるいは診療所(病院)の	名称 総合〇〇病院	診療を担当した医師等の氏名 総合 一夫
	所在地 東京都豊島区〇〇〇1-2-3	
移送経路、移送方法、移送期間および費用の請求	移送経路 (フリガナ) 東京都豊島区〇〇〇 から 埼玉県坂戸市〇〇〇 から	移送先 5 〇〇付属病院
	移送後 1 0. 入院 1. 入院外	移送先 5 〇〇付属病院
	移送期間 (支給期間) 6 和 X年 6月 15日 から 令和 X年 6月 15日 日まで 1 日間	
	移送回数 1 回	移送に要した費用の額 7 19,000 円
	距離 56 Km	利用交通機関 タクシー
移送を必要とする理由 症状、その他具体的に記入してください。また、付添人が必要な場合は、人数とその必要な理由を併記してください	歩行困難な状態で医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示で緊急に転院したため	
付添人の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 付添人の氏名 付添人の住所	
	<input type="checkbox"/> 無	

タムラ製作所健康保険組合

(2/2)

記入漏れや誤りが多いところ (特にご注意ください。)

5

移送された医療機関をご記入ください。

6

移送が行われた期間の開始と終わりの日、日数をご記入ください。

7

領収書に記載されている金額をご記入ください。

移送費の支給要件等

支給を受ける条件

病気やけがで移動が困難なとき、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合は、移送費を支給します。移送費の支給は、次のいずれにも該当すると当健保が認めた場合に行われます。

- 1 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- 2 療養の原因である病気やけがにより移動困難であること
- 3 緊急その他やむを得ないこと

支給額

- 1 **経路** 必要な医療を行える最寄りの医療機関まで、その傷病の状態に応じた最も経済的な経路
- 2 **運賃** その傷病に応じた最も経済的な交通機関の運賃
- 3 **医師、看護師の付添人** 医学的管理が必要であったと医師が判断する場合に限り、原則一人までの交通費を移送費に含めて算定することができます。
- 4 **その他** 天災その他やむを得ない事情により、上記のような取扱いが困難である場合、現に要した費用を限度として例外的に支払われる場合もあります。

実際に支払った額

タムラ製作所健保が最も経済的な経路・交通機関の運賃で計算した額

移送費

タムラ製作所健保が計算した金額と比べて超過した額は、移送費の支給計算の対象外となります。